

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成29年2月24日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 新田 道尋

記

1. 監査対象 健康課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成28年11月25日～平成28年12月7日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 備品管理台帳について整備が不十分であったため、財政課からの「備品台帳記載要領」に基づき整備を図り、適切な備品管理に努めること。</p> <p>2. 起案文書で一部不適切なものが見受けられたため、作成にあたっては添付書類の確認も含め内容を精査したうえで起案し、文書主任の審査も確実に行うなど、文書管理規程に基づき適切な事務処理に努めること。</p>	<p>1. 指摘のありました備品管理台帳については、「備品台帳記載要領」に基づき備品管理台帳を整備いたしました。今後、適切な備品管理を行います。</p> <p>2. 指摘のありました起案文書について、適正な事務処理を行いました。今後、起案作成にあたり、添付書類について確認し、精査したうえで起案し、文書主任の確実な審査を行い、文書管理規定に基づいた事務処理に努めます。</p>